

児童手当 認定請求書

提出年月日

年 月 日

請求者	フリガナ					宛名コード												
	氏名					個人番号												
						生年月日	年 月 日											
	住所	桑名市				電話番号	- -											
						職業	☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 自営業 ☐ 無職 ☐ その他 ()											
	1月1日時点の住所 〔 1～5月分は前年の住所 6～12月分は本年の住所 〕	☐ 桑名市 ☐	市区町村	配偶者の有無	☐ 有 ☐ 無	加入している年金等	☐ 厚生年金 ☐ 国家公務員共済 ☐ 国民年金 ☐ 地方公務員共済 ☐ 未加入 ☐ 私学共済											
	支払希望金融機関 〔 本人名義のものに限る 〕	☐ 振込口座を指定 →口座をご記入ください		銀行 信金・労金 農協・漁連										営業部 支店・支所 出張所				
☐ 公金受取口座を利用 →口座のご記入は不要です ※ご利用いただくためにはマイナポータルからの登録が必要です。		金融機関コード (銀行コード)				支店コード (支店番号)				口座番号 (左詰め)								
		口座名義 (カナ)																

⇒請求者が外国籍の方の場合は、口座情報が分かるもの（通帳やキャッシュカード等）のコピーの添付が必要です。

配偶者	フリガナ					宛名コード												
	氏名					個人番号 (市外在住の場合)												
						※住所は請求者と別居の場合のみ記入												
	住所																	
1月1日時点の住所 〔 1～5月分は前年の住所 6～12月分は本年の住所 〕	☐ 請求者と同じ ☐ 桑名市					生年月日	年 月 日											
	☐	市区町村	職業	☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 自営業 ☐ 無職 ☐ その他 ()														

児童 (18歳年度末まで)	氏名	続柄	生年月日	居住	監護	生計関係	宛名コード
	カナ		年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 同一 ☐ 維持	
	カナ		年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 同一 ☐ 維持	
	カナ		年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 同一 ☐ 維持	
	カナ		年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 同一 ☐ 維持	

⇒3歳未満の児童があり、請求者が厚生年金・共済年金に加入している場合は、請求者の保険証のコピーの添付が必要です。

〔 18歳年度末まで経過した 後22歳年度末まで 〕 児童の兄弟等	氏名	続柄	生年月日	居住	監護相当	生計費負担	宛名コード
	カナ		年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
	カナ		年 月 日	☐ 同居 ☐ 別居	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	

⇒児童との合計人数が3人以上となる場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

署名欄	記入者氏名						請求者からみた続柄	
-----	-------	--	--	--	--	--	-----------	--

桑名市 使用欄	受付処理欄		審査結果		受付印
	受付時不足書類 (有 ・ 無) ⇒ 有の場合、該当するものにチェック□ ☐ 口座情報 (請求者) ・ ・ ・ 提出依頼 (済 ・ 未) ☐ 個人番号 (配偶者) ・ ・ ・ 提出依頼 (済 ・ 未) ☐ 保険証 (請求者) ・ ・ ・ ・ 提出依頼 (済 ・ 未)		決定内容	認定 却下	
			支給開始年月	令和 年 月 分から	
	備考	手当月額	15,000円	人	
			10,000円	人	
			30,000円	人	
合計			円		

表面の太枠内を記入してください。

1. 請求者は当該児童の生計を維持する程度の高い者（所得の高い方）です。
2. 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
3. 「1月1日時点の住所」は、1～5月分は前年1月1日時点、6～12月分は本年1月1日時点の住所を記入してください。
4. 「支払希望金融機関」には請求者名義の口座を記入してください。なお、公金受取口座^(※1)を選択された場合でも、公金受取口座の登録内容を変更されたときは、別途「児童手当 振込口座変更届」を提出してください。
(※1) マイナポータルからの登録が必要です。
5. 「児童」の欄には、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（18歳年度末まで）の子を記入してください。この欄の子が、児童手当の支給対象となります。
6. 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督・保護を行っていることです。
7. 「生計関係」の「同一」とは、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人・父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしていることです。「維持」とは、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持していることです。
8. 「児童の兄姉等」の欄には、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過してから22歳に達する日以後の最初の3月31日まで（18歳年度末を経過した後22歳年度末まで）の間にある子を記入してください。この欄の子は、児童手当の支給対象ではありませんが、多子加算の算定を行う際の対象（算定対象）となります。
9. 「監護相当」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話と必要な保護を行っている場合に「有」をチェックしてください。
10. 「生計費負担」の欄は、子が請求者の収入で日常生活を営んでおり、これを欠くと通常の生活水準を維持できない場合に「有」をチェックしてください。

(例) 請求者が子と同居しており、子の学費や食費等の生計費の一部を負担している場合
請求者が子と別居しており、子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を仕送りしている場合

【添付書類】

- * **3歳未満の対象児童がいる場合 かつ 請求者が 厚生年金または共済年金に加入している場合** … 請求者の健康保険証のコピーを添付してください。

次の7種類以外^の健康保険証の場合は「年金加入証明書」が必要です

- ・船員保険被保険者証
- ・私立学校教職員共済加入者証
- ・日本郵政共済組合員証
- ・文部科学省共済組合員証（大学等支部に限る）
- ・全国土木建築国民健康保険被保険者証（保険者番号が133033のもの）
- ・共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人または地方独立行政法人であることが明らかなもの
- ・健康保険被保険者証 「全国健康保険協会」（保険者番号が8桁で、01または02から始まるもの）
「健康保険組合」（保険者番号が8桁で、06から始まるもの）

- * 児童や児童の兄姉等が 留学している場合 … 海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況がわかる書類等
- * 児童と児童の兄姉等がおり 合計人数が3人以上の場合 … 監護相当・生計費の負担についての確認書
- * 請求者が児童と別居している場合 … 別居監護申立書（児童の個人番号の記入が必要です）
- * 請求者が未成年後見人の場合 … 未成年後見人である旨の申立書、請求に係る児童の戸籍抄本等
- * 請求者が父母指定者の場合 … 父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況がわかる書類等
- * 請求者が生計維持者の場合 … 監護・生計維持（養育）申立書
- * 請求者が離婚または離婚協議中の場合 … お問い合わせください
- * 請求者以外が来庁する場合 … 委任状（配偶者が来庁される場合は不要です）

【提示書類】

- * 請求者及び配偶者の個人番号のわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票のコピー等）^(※2)
 - * 請求者または来庁者の身元確認ができるもの（次のいずれか）
(1) 個人番号カード (2) 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード等
(3) 健康保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等のうち2点以上
- (※2) 桑名市に住民票がある場合は不要です。